

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	14	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第132条		不利益処分の種類	適正計量管理事業所の指定を受けた者への指定の取消し
<p>(指定の取消し) 法第132条 経済産業大臣は、第127条第1項の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。 一 第130条第2項又は次条において準用する第62条第1項の規定に違反したとき。 二 次条において準用する第92条第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。 三 前条の規定による命令に違反したとき 四 不正の手段により第127条第1項の指定を受けたとき</p> <p>(準用規定) 第133条 第92条第1項の規定は第127条第1項の指定に、第61条、第62条、第65条及び第66条の規定は第127条第1項の指定を受けた者に準用する。この場合において、第92条第1項第1号及び第2号中「2年」とあるのは「1年」と、同号中「第99条」とあるのは「第132条」と、第61条中「前条第1項」とあるのは「第133条において準用する第92条第1項」と第62条第1項中「第59条各号」とあるのは「第127条第2項各号」と読み替えるものとする。</p>						
<p>(標識) 法第130条 第127条第1項の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の標識又はこれと紛らわしい標識を掲げてはならない。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

				資料番号	14	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第132条	不利益処分の種類	適正計量管理事業所の指定を受けた者への指定の取消し		
<p>(承継) 法第61条 第17条第1項の指定を受けた製造者(以下「指定製造者」という。)が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が前条第1項に該当するときは、この限りでない</p>							
<p>(指定の基準) 法第92条 次の名号の一に該当する届出製造事業者は、第16条第1項第2号口の指定を受けることができない。1この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 二 第99条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号の一に該当する者があるもの 2 経済産業大臣は、第16条第1項第2号口の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない</p>							